

魚津市告示第105号

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年魚津市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月17日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2項第1号中「工事上限額を」を「工事上限額とし」に改め、同号の表中「100分の55」を「100分の68」に改め、同条第3項第1号中「委託業務上限額を」を「委託業務上限額とし」に改める。

第7条第3項中「、「落札者」を「落札者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、令和4年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、令和4年7月1日以前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。